

令和3年生駒市農業委員会第4回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和3年4月12日(月)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 10番 中本 真人
農業委員会委員
1番 辻 英雄 2番 山本 利昭
3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり
5番 池田 憲央 6番 北村 由子
7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美
9番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
欠席者 なし
説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重
主幹 有山 清隆 主査 増本 量俊
傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について
3. 特定農地貸付けの承認申請について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
4. 農地法施行規則第29条第1号による届出について
5. 農地の転用事実に関する照会について

6. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 特定生産緑地への選択基本フロー
- 令和2年度 農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会資料
(令和3年1月22日)
 - ・ 農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会資料
 - ・ 2020年度版農業者年金
- 女性のための農業者年金セミナー（動画配信）について
(女性委員のみ配布)
- 第24期生駒市農業委員会名簿（傍聴者にはありません）
- 生駒市農業委員会連絡先（傍聴者にはありません）
- 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（現行・見直し案）
- 農政なら No.482
- 親子ふれあい農業体験（野菜作り体験資料）

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

1番 辻 委員

2番 山本 委員

3番 中井 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主査 [議案読み上げ]

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～2の申請地の位置について

高山町地内にある、富雄川にかかる川崎橋の北西約100mのところに位置する1筆と、約150mのところに位置する1筆の合計2筆

申請理由について

本申請は、本農地を、営農上で古くから付き合いのある方に譲り渡すことを目的としたものである。

要件について

耕作に必要な最低限の農機具等については既に所有しており、また農地取得の下限面積要件については、既に20アール以上あるので、当該要件を満たしている。

現地調査について

今月6日に、会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上、本申請については農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 事務局の説明の通りであり問題ないとする。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第1号のNo.1の「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言
議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼
- 主査 〔議案読み上げ〕

No.1の申請地の位置について

南田原町公民館の西約500メートルに位置する、南田原町地内の農地1筆
申請理由について

この計画書にある、公益財団法人「なら担い手・農地サポートセンター」とは、橿原市内にあり、奈良県内農地の集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う事業の農地中間管理事業を専門的に推進する団体で、奈良県知事が理事を務める。

令和元年度までは、「なら担い手・農地サポートセンター」については農業振興地域を持つ市町村でしか利用できなかったが、昨年度から市街化調整区域の農地を持つ市町村であれば利用可能となり、生駒市の市街化調整区域の範囲内の農地であれば利用できるようになっている。

この計画書は、所有者が「なら担い手・農地サポートセンター」に貸し付け、「なら担い手・農地サポートセンター」が使用借人に農地を貸与するという一連の手続きを表している。

使用借人は、昨年9月委員会で登場した新規就農者であり、サラリーマンとして電気メーカーに勤務していたが、会社を辞め、一昨年秋の生駒市農業委員会が出席していた農のマッチングフェアや、その後開催した農地見学会にも参加し、その後4筆の農地を借り受けることとなった。

また耕作に必要な最低限の農機具については購入済であり、農地取得の下限面積要件も満たしている。作付け予定品目は、ナス、ミニトマトで、5年後を目途に北田原町、

南田原町を中心に農地を5反に拡大する意向も持っている。

本案件は、今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題はなかった。

以上のことから、議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しており、特に問題ないと考える。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 使用借人の年齢はいくつぐらいか。

○主査 47歳である。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認を宣言。生駒市長に対して「問題なし」と回答する。

議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

本案件については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたもので、生駒市では遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付けを行っており、この手続きを行う場合、農業委員会で審議することが必要であるため、本申請が提出されたものである。

No.1～3の申請地の位置について

暗峠から東に約850mのところに位置する西畑町地内の農地3筆

申請理由について

農地の貸人は、多くの農地を西畑町地内に所有しているが高齢で、この度遊休農地管理事業つまり特定農地として貸し出すことになった次第である。西側の区画については、一昨年前の農のマッチングフェアに参加いただき、委員会が主催する農地見学会にも参加された方の内の一人が借り受ける予定となっている。

現地調査について

今月6日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を実施しており、問題なかった。

No.4～5の申請地の位置について

緑ヶ丘中学校の南に約300mに位置する西菜畑町地内の農地2筆

申請理由について

本農地は他の方が手伝いで耕作していたが、地域での耕作に利用したい希望があり、今般特定農地として貸し出すことになった次第である。

現地調査について

今月6日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を実施しており、問題なかった。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第3号のNo.1～3について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 事務局の説明の通りである。審議をお願いしたい。
- 議長 議案第3号のNo.4～5について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 使用貸人の農地が遊休農地化しているところ、地元の自治会が借り受けたいという申し出があると聞いている。有効利用されると考える。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第6号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

の説明を一括して事務局に依頼

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主査 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～23については、相続により所有権を取得された農地、No.24～25は賃借権の相続について届出されたもの。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査 〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので権利の設定、移転の伴う農地転用

No.1～9 の申請地の位置について

ひかりが丘住宅地の北西に約 150m のところに位置する北田原町地内の農地
報告事項

ボーリング機器の設置などを目的として、農地の一時転用の届出がされたもの。

報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているもの。

報告第 4 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号による届出について」

概要説明

本報告は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定により、農業者が、自己の耕作の事業のための農業用施設を目的とする 200㎡未満の農地転用の場合、許可は不要だが農業委員会に対して届出を出すよう指導をしているため、本届出が出てきたもの。

申請地の位置について

国道 163 号沿いでかつ、美鹿の台に接する鹿畑町地内の農地 1 筆の一部

申請理由について

届出者は農家小屋を持っていたが、国道 163 号の拡張工事に協力することにより小屋の撤去があり、新しく立て直すことになった次第である。

報告第 5 号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無い土地の登記地目を、田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案

No.1 は約 10 年以上前から、宅地として利用してきた農地

以上の土地について、今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性が無いことを確認した上で、法務局に対しその旨の回答をしたもの。

報告第 6 号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○主査〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可及び転用者から工事の完了報告があったことの報告

以上で報告を終了

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

- 委員 報告第4号について1, 525㎡のうち199.58㎡を農業用倉庫にするということであるが、工事の図面等はもらっているのか。
- 主査 一部転用の場合は丈量図を提出してもらっている。先ほどの報告第2号の「農地法第5条第1号第7号の規定による受理通知について」も一部転用となるので丈量図を添付してもらっている。
- 副会長 報告第2号「農地法第5条第1号第7号の規定による受理通知について」において、ボーリング箇所の設定ということであるが、将来的に擁壁を作ってボーリングを行うのか。
- 主査 今回の一時転用は工事に先立った事前調査ということで工事ではない。擁壁はない。
- 副会長 工事の一時転用の期間は申請者の申請通りか、それとも定まっているのか。
- 主査 期間は3年と定まっているが、今回は2週間程度と聞いている。3年を超える場合は、一旦3年で期限を切ってもらおうよう指導している。
- 委員 今回は工事のためのボーリング調査ということであるが、これらの農地に今後工事が入るといった申請等はあるのか。
- 主査 現時点では、この一時転用が終了すると農地として所有者に返される。その後、今回の賃借人である法人が、この近辺で行っている工場施設用の青空駐車場、青空資材置場として転用手続きを踏むということを知っている。
- 副会長 今回のボーリングは農地の一部であるが、予想するに、今後最終的に、この辺り一帯が農地でなくなるということか。
- 主査 この辺りには市街化区域、市街化調整区域の農地が15筆ほど並んでいる。西側の区域では既に転用手続きが行われている。今後他の農地についても全て転用する予定であると聞いている。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
「その他について」の説明を事務局に依頼
- 主査 「その他」について説明
- 「特定生産緑地への選択基本フロー」
- 以前、12月に都市計画課の説明があったが、その後、税務署、課税課、都市計画課などの関係各課と調整しまとめた資料が、今回の生産緑地についてのフローである。農家の皆さんからの相談を受けた場合は、この資料をもとに案内していただきたい。説明している中で変更があれば訂正するが、しばらくはマジックなどで訂正をしていただきたい。
- なお、この特定生産緑地の継続・解除等について注意すべき点がある。令和4年春頃までに意思表示を行う必要があることに十分ご留意いただきたい。
- また、都市計画課によると、令和3年3月31日付で各所有者あての案内を発送したとのことである。約250世帯が対象者であり、既に120名～130名から相談を受けているとのことであるので、今後残りの方々から相談を受けられた場合は対応

をお願いしたい。

●「農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会資料」、「農業者年金」

令和3年1月22日に予定されていたが、コロナの関係で研修会が無くなった。その時の資料を請求したもので、委員の皆様にはご一読いただきたい。

●「女性委員のための農業者年金セミナー（動画配信）について」

女性のための農業者年金セミナーの動画が You tube で配信されるので、家のパソコンやスマートフォンなどで見ていただきたい。

●「生駒市農業委員会名簿」、「生駒市農業委員会連絡先」

最新版の名簿と連絡先を作成したので、以前に配布したものと差し替えていただきたい。旧のものは事務局に返却いただくか、次回の定例会にお持ちいただきたい。

●「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」

この指針は第23期の当時、農地の利用の最適化の推進の活動をするにあたり指針を設けなければならないということで作成したものである。第24期になり、一度は指針を見直さなければならないということで、今回見直し版を作成した。

見直し版において大きなポイントが2つある。1つ目は令和2年度から生駒市でも農地中間管理機構を利用できるようになったので、それを盛り込んだ内容に変更したことと、2つ目はデータの数字を最新のものと変更したことである。

一度、ご確認いただき次回の定例会で意見を伺いたいと考える。よろしくお願ひしたい。

●「農政ならNo.482」

奈良県農業会議より発行されたものである。ご一読いただきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○副会長 今回、見直しをする最たる理由は農地中間管理機構が利用できるようなったため、予定が大幅に変わるからという理解でよいか。また、この指針を作成したのが平成30年ということで、この時点では平成29年の実績しかないなので、この実績を基に3年後、5年後という目標を立てたと思われるが、見直し版の3年後の目標の数値は、現在の実績が入っているということでよいか。

○主査 見直し版の3年後の目標に書かれている数値は令和2年4月の実績である。また、見直しをする理由は、農地中間管理機構の件もあるが、指針の1ページ目に「農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする」と記載されているため今回提案させていただいた。

○主査 「農地利用最適化交付金事業の交付金の割当について」の報告

令和2年度の交付金事業については、今回の第24期、第23期の農業委員会が対象となる。

委員の皆さんには従来の3月や4月の報酬以外に農地利用最適化事業の交付金が振り込まれる予定である。現在、計算中および奈良県との調整中で、金額、振込日はまだ決定していないが、5月初旬から5月末までには振り込まれると思われる。

- 局長 「親子ふれあい農業体験（野菜作り体験資料）」について説明
市制50周年記念事業で「親子ふれあい農業体験（野菜作り体験）」を20組募集し、中・南地区の委員の皆さんに指導していただくこととなっているが、指導方法を統一されるようにということで、奈良県北部農林振興事務所の資料をコピーしたものを用意した。ネギ・ジャガイモ・ダイコンの3種類についての資料で北地区の委員の皆さんにも参考ということで全委員に配布している。この資料を基にご指導お願いしたい。
今朝現在で、野菜作り体験の定員20組のところ18組の申し込みがあった。5月7日が締め切りとなっており、まだ3週間ほどあるので20組は超えると予想される。
- 議長 現在、コロナの感染者が増加傾向にあり、どのようになるかわからないが、農業祭を実施するという方向で進めていきたい。
- 局長 昨年も同じような状況であったが品評会を行うので、規模の大小はあるが農業祭は実施の方向である。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- 補佐 次回の日程について
定例会 5月13日（木） 午後2時 401・402会議室
現地調査 5月10日（月）
前日5月7日（金）までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言

午後3時10分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和3年生駒市農業委員会第4回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 1番 辻 英雄

議席番号 2番 山本 利昭

議席番号 3番 中井 啓二
